

と き 平成14年9月24日(火)

ところ 三田共用会議所第3特別会議室

第7回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

松本分科会長 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第7回農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めます松本でございます。どうかよろしく願いいたします。

委員の方々並びに専門委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを御出席を賜わり、本当にありがとうございました。

それでは、本日の会議に入ります前に、事務局から本日の委員並びに専門委員の出席状況を報告していただき、なおかつ配付資料の確認をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 生産局総務課長の宮崎でございます。

それでは、本日の委員及び専門委員の皆様方の出席状況でございます。本日は徳江委員、それから専門委員の高橋委員、武田委員、土居委員、松井委員におかれましては、御都合により御欠席と伺っております。また加藤委員は、若干遅れておられますけれども特に御連絡もございませんので、間もなくお見えになると思います。

なお、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用されます同条第1項の規定によりまして、本分科会の定足数でございますけれども、委員の過半数ということになっております。本日は現在御出席の皆様方で委員9人のうちの7名ということでございますので分科会は成立しております。御報告申し上げます。

続きまして、お手元の資料の御確認でございます。会次第でございます。それから名簿でございます。それから資料の一覧ということになっておりますが、資料につきましては、それぞれとじておりますけれども、資料1から6まで、それぞれの法人ごとの資料がございます。

それから、資料7といたしまして「独立行政法人家畜改良センターの利益処分（案）について」という資料がございます。

それと、資料番号は付しておりませんが、資料2と資料3の間に種苗管理センターの財務諸表の訂正に関する資料を配付させていただいております。

それから、最後でございますけれども、前回第6回の分科会の議事録を配付しております。以上でございます。何か漏れているもの等ございましたら事務局の方に言っていただければ資料をお持ちしたいと思います。以上でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、会次第に従いまして本日の議事に入りたいと思います。

本日の議題は3題ございますが、議題1と議題2は互いに密接に関連しておりますので、あわせて進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

生産局総務課長 御説明申し上げます。

さる7月23日に第6回の農業分科会を開催いたしまして御審議いただいたわけでございますけれども、各法人ごとにプロジェクトチームをつくっていただきまして十分御検討していただく。その後、分科会全体で御審議いただくという方向を御了承いただいたところでございます。お忙しい中、本日までの間、各委員、専門委員の先生方におかれましては、各プロジェクトチームで精力的な御議論をいただいたわけございまして、この場をかりまして厚く御礼申し上げたいと存じます。

その結果といたしまして、まとめたものが資料1から6まで、各法人ごとにそれぞれの資料ごとに2種類ございますが、「13年度の業務実績評価の概要(案)」と「平成13年度業務実績評価シート(案)」、これを配付させていただいているわけでございます。これらにつきまして御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず各プロジェクトチームごとに代表者から検討結果を御報告いただき、それが6プロジェクトチームすべて終了しました後に、全体としての議論を行うという手順で議事を進めてまいりたいと思います。

なお、時間が大変限られておりますので、御報告は1プロジェクトチーム当たり10分程度でお願いしたいと思います。

それではまず、農林水産消費技術センターチームから業務実績並びに財務報告、財務諸法に関する評価結果について御報告をお願いしたいと思います。

手島委員 手島でございます。

最初に農林水産消費技術センターの報告をしたいと思います。皆さんのお手元の資料にクリップで留めてあるものを取っていただきますと3つありまして、最初の資料の1-1というのが1枚の紙ですね。これに基づいて、御報告をいたしますが、ちょっと中身について必要なところは資料の1-2、その次にある少し厚いやつです。64ページあるんですけれども、それも若干ごらんいただきたいと思います。

まず最初に評価結果、当該年度において中期計画に設定した指標は実施されているということでAという評価でございます。

それでその下の欄でございますが、1番、評価に至った理由、法人からの自己評価をもとに農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、一部の中項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから総合評価はA評価としたということでもあります。これは全部で大項目が5つありまして、大項目はすべてAだったということでもあります。

ちょっとこの厚い方の資料の1 - 2をごらんいただきたいと思います。大項目だけざっと拾って見ていただきたいと思います。

まず最初の1ページです。左から2番目の欄が中期計画項目とありまして、それからその次に年度計画項目、それから評価指標という欄があります。この中期計画項目というところの番号とそれから評価指標というところを両方見ていただければわかりやすいと思います。

まず、大項目の1番は評価指標のところ、業務運営の効率化ということでありまして、これは評価がAであります。

それから、その次は12ページ。サービスその他業務の質の向上というものが大項目の2番目で、これも評価がAでございます。

それから、その次の3番目は、53ページでございます。一番下の方に半分切れて次のページにいくんですが、予算収支計画及び資金計画というところで、ページをめくっていただいて54ページの右上に評価Aと書いてあります。

それから、同じくその下の55ページですね。短期借入金の限度額というものがありまして、これも評価Aであります。

次のページ、56ページをめくっていただきますと、次は剰余金の使途という評価項目があるんですが、今年は前年がありませんので評価の対象外ということでこれは評価しておりません。

それから、その下、57ページの真ん中ごろに、その他、主務省令で定める業務運営に関する事項というものがありまして、これが評価Aということでございます。これで、5つの大項目の評価がAであったということでもあります。

中身については、時間もありませんので後ほど見ていただきたいと思いますんですが、幾つかポイントだけを後でちょっと触れたいと思います。

次に、この1枚の紙にまた戻っていただきまして、大きな1番のですね。食肉の産地虚偽表示の多発やBSE問題の発生などの予期せぬ社会情勢の変動に即応して、農林

水産大臣からの指示による立入検査やBSE関連などの緊急業務を優先して行ったため、予定していた業務量を減らさざるを得なかった業務があったが、これらの業務の評価項目については、今年度の業務実態を表すために指標に基づく評価とし、評価結果に修正は加えないこととした。また、その経過等については、総合評価の中で記載することとした。

これは、今年の突発事項があったので、その分を勘案して少し評価に手心を加えてはどうかという意見もあったんですが、評価は評価として評価基準によった評価をして、そのほかに別途コメントをつけ加えるというようにしようということであります。これによって、a評価としたということであります。

それでは、若干つけ加えたいところがあるんですが、この厚い方の、資料1-2の一番後ろの64ページをごらんいただきたいんですが、これが総合評価の内容であります。ここの1番は今最初に申し上げたこと。1つ取り上げて御報告したいのはここの2番です。s評価となった項目についてということがあります。調査研究において、遺伝子組換え大豆やとうもろこしの定量分析技術を開発し、日本食品衛生学会奨励賞を受賞するなど、特に優れた成果が得られているということが書かれています。

ちょっと45ページを開いていただきたいのですが、この農林水産消費技術センターのチームでは、この評価基準をabc以外に特に優れたものについては、s評価をするということを決めております。それでそれに基づいて検討した結果、45ページの一番下の番、遺伝子組換え大豆と書いてある欄です。右の方の四角いので、遺伝子組換え大豆についてPCR法等による定量分析技術を確立し、または結果が次年度の調査研究に活用できたというようなこと、これは評価の項目なんですけれども、その右の方にその他特記事項ということが書いてありまして、その後半のところ、研究の結果、遺伝子組換え大豆1系統についてPCR定量分析技術を開発した。当該研究結果は日本食品衛生学会奨励賞を受賞したということが書かれております。それで、そこはs評価ということなんです。

それから、その下の欄にも同じようなことが書いてありまして、これもs評価ということで、この小項目2つについては、非常に優れた成果が得られたということですのでsの評価をさせていただきました。

続きまして、64ページをちょっとまた見ていただきますと、その下に今度は3番として、b、c評価となった項目についてということが幾つか書かれております。これら

については、それぞれ理由があってb、cとしたことなんですけれども、最近の状況によってやむを得なかったようなものもあるというようなこともありまして、大分厳しく検討したのですが、この辺が妥当なところということで評価をいたしました。

それでは、次に1枚紙の資料1-1にまた戻っていただきまして、真ん中の2番、業務運営に対する主な意見ということが書いてありまして、これは2の(1)、(2)について具体的にいろいろ書いてありますが、ここは後でござらんいただければいいというところでございます。

それから、一番下(3)予算、収支計画及び資金計画について、これについては、これもきちんとやられているということなんです。財務諸表の内容については特段の意見はありませんでして、これで結構ということなんです。なお委員からありました意見で、次年度以降はこの評価を行うための資料として財務諸表を単年度のものだけではなくて、比較財務諸表というものをつくっていただくと見やすいなと、そういうことの意見がありました。これは株式会社などではみんなそうしているんでございます。2年分続けて比較できるようにしておりますので、そんなやり方をしていただければ見やすいのではないかとございます。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、種苗管理センターチームでございますが、御報告いただく前に、種苗管理センターの方から、財務諸表について若干の訂正がございます。その説明がございますので、まずそちらからお願いをしたいと思います。

種苗管理センター理事長 種苗管理センターでございます。

大変お恥ずかしいことではございますが、先に提出いたしました財務諸表の附属資料に一部誤りがございました。お詫びして訂正させていただきたいと思っております。

クリップで留めました横の表がございます。少し網かけがありますけれども、セグメント情報、5つの事業に分けて提示いたしましたが、種苗検査事業と種苗生産事業の一部、これは人件費の中の法定福利費のところでございますが、それを単純に入れ替えて集計してしまったという誤りがございました。

もう1点、これも附属資料でございますが、主な費用・収益の明細のところ、10万円ほど、これも単純に数字を入れ替えて転記ミスし、普通でありますと合計が合わないというところで気がつくはずなわけでございますけれども、大変急いでいたということもあり、差っ引きのその他で調整してしまったということで見つかりませんで、2点

ほど誤りがございました。今後このようなことがないようにチェック体制の整備等努めますので、御容赦いただきたくお願い申し上げます。

松本分科会長 それでは、これらの訂正を踏まえまして検討した結果をプロジェクトチームの方から御報告をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

井上委員 評価委員の井上です。よろしく申し上げます。

独立行政法人種苗センターの平成13事業年度の評価結果の概要について御報告いたします。

資料の2-1と2-2を御用意ください。

まず、資料2-1に沿ってお話を進めていきたいと思えます。

評価結果、平成13年度事業については順調に行われているということから、総合評価としてAという判定を行いました。

1、評価に至った理由。(1)評価の手法として、あらかじめ定められた評価基準に準拠し、種苗管理センターから提出された自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績の内容聴取及び現地調査(北海道中央農場等)により評価を行いました。

(2)評価実施の過程。評価の過程に当たりましては、委員が協議の上、まず評価基準の最小項目を単位としてA、B、Cの3段階の評価を行い、さらに必要なものにつきましては、これらを積み上げて中項目及び大項目の評価を決定しました。

その結果、中期計画に掲げられた各事項は、評価基準による小項目では94項目中A評価が69項目、B評価が25項目。中期項目では19項目中A評価が16項目、B評価が3項目。大項目では6項目のすべてがA評価となりました。

評価実施の過程におきましては、資料要求等に対する種苗管理センター側の対応は、迅速かつ適切であり、また評価を今後の業務運営の改善に生かしていくという積極的な姿勢がうかがえました。

(3)総合評価結果を御報告いたします。全般的に、種苗管理センターの業務運営は、本所と各農場間での密接な情報交換のもとに効率的に実施され、栽培試験、種苗検査、種苗生産、植物遺伝資源の保存及び増殖並びにこれらの業務に関連する調査研究から提供するサービスの質の向上への姿勢など、業務の取り組みに対する積極的かつ合理的な対応が図られているということが確認されました。

評価実施の過程及びプロジェクトチームにおける議論を総合しまして、全体としては中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断しました。

では、2番の業務運営に対する主な意見等について申し上げます。

資料の2 - 2を御参考になさってください。

1、業務運営の効率化に関する目標を達成するため、とるべき措置について。これは全体として計画どおり順調に実施されていると評価いたしました。資料のページ数からいきますと1ページから15ページがこの項目のところに当たります。

種苗管理センター全体としまして、コスト削減に関するさまざまな取り組みが行われており、また各業務の運営の効率化に資するマニュアル等の作成や専門技術研修等による担当者の業務運営能力の向上が順調に進められていると考えられました。

業務の集約化につきましては、現体制下における農場ごとの特長を活かすという観点から業務配分や再配置を含めた検討が行われており、これらを着実に進める必要があると思われます。

次年度以降の課題としましては、コスト計算の的確化等により、さらなるコスト削減に努めるということが望まれています。

次に、2番の大項目ですけれども、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため、とるべき措置について。これは、小項目、中項目の数が非常に多いところなんですけれども、ページ数でいきますと資料2 - 2の16ページから44ページに関して記載されているところです。

全体として、計画どおり順調に実施されていると評価いたしました。

各業務で実需者の意向をアンケートにより把握する試みや種苗検査業務における検査項目拡大などはニーズに沿ったサービスを行う観点から評価できます。

ただし、顧客満足度の向上を重視するという観点からアンケートにつきましては、回収率の向上に努めるとともに、種苗生産業務では需要と供給の差を少なくするため、実需者の希望数量の的確な把握方法や数量変更に関するルールの確立が望まれると考えられます。

次は、資料の2 - 2ですけれどもページは44ページから45ページに当たるところです。予算の項目に当たります。

3、予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画について。運営費交付金は、概ね効率的に使われていると評価いたしました。

競争原理を發揮させるための契約マニュアルの整備、一括またはブロック購入の推進、省エネに対する意識改革、施設整備の自主施工の推進など、種苗管理センター全体とし

て、経費削減に関するさまざまな取り組みが行われていると判断いたしました。

資金配分につきましては、個々の経費の必要性を精査し必要な業務に必要な資金が配分されるよう努めていました。また資金運営につきましては、独立行政法人移行後初年度であることから、自己財源分の予期せざる現象に対応できるよう、大型機械の更新を一部次年度に繰り越すことにより余裕をもった運営とするなど適正に執行されてきました。

4番の短期借入金の限度額についての項目は資料の方では46ページに当たります。

短期借入金につきましては、公務災害療養補償に関する経費を特定独立行政法人災害補償互助会より借り入れ、年度内に返済してしました。

借り入れに至った理由は適切であり、また、適正に処理されているというふうに判断いたしました。

5番、資料では47ページに当たります。重要な財産の処分等に関する計画について。関西農場の売却・移転に関する計画が順調に進められています。

6番、その他、農林水産省令で定める業務運営に関する事項について、ページ数でいきますと48ページから51ページに当たるところです。施設整備につきましては、概ね計画どおり実施されており、業務等の改善が図られています。

職員の人事に関する計画につきましては、人員の確保及び適正配置等が行われ、また、計画的な研修等により人材の育成に努めていました。

その他の項目として、リスクマネジメントの考え方を経営に取り入れ、リスクへの対応を具体的に整理しておくべきであるという意見が出ました。

続いて、先ほどの財務諸表の評価結果報告をいたします。

桑名理事長からの説明がありましたとおり訂正に関することがございましたが、全体的には特段問題となることなく、初年度としてはよく整理されていると判断いたしました。

プロジェクトチームの検討の中で出された意見としましては、これはすべての法人に対する共通課題として出されたものですが、セグメント情報等から費用対効果を把握するための手法の確立を目指し、15年度から実施できないものかという意見がありました。これは次年度以降の検討課題になるものと思われまます。種苗管理センターといたしましては以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に家畜改良センターチームについてお願いをいたします。

鈴木委員 それでは、改良センターチームの検討結果の概要を御報告申し上げます。

資料は、3 - 1と3 - 2でございます。

家畜改良センターのプロジェクトチームの会合は、さる8月12日及び13日の2日間にわたり、メンバーは間、菊池、高橋、鈴木の4名全員で生産局の会議室をお借りしまして開催いたしました。

検討の経緯、手順を御紹介しますと、まず委員ごとに事前に事務局から送付いただいた13年度事業の概要、自己評価等をもとに項目別の評価について、特に自己評価のとおりにしてよいかどうかという観点から検討しまして、自己評価の結果に異議のあるもの、若しくはさらによく事業内容を詳しく聞いてみないと判断し兼ねるものをあらかじめ事務局に提出しました。

検討会の当日は、まず最初にこうした項目別の評価について、委員とセンターの意見の相違等があった事項について改良センターに詳しく説明をいただきまして、重点的に協議いたしました。

その後改良センターには退席いただきまして、最終的な項目別評価の確認と留意すべき事項として記載すべき項目とその内容を検討しまして、さらにこうした項目別評価の結果を踏まえた上で総合評価についてどうするかということについてメンバーで検討いたしました。

さて、そうした結果なんですが、総合評価案としては、お手元の資料の3 - 1にありますように、当初計画を上回る順調なすべり出しというふうな表現としております。

これは、評価基準がABCというような明確な評価になっていないというものなんですが、仮にそういうふうな項目別評価と同じように3段階の評価をするというふうになった場合には、私どもはA評価というふうに考えております。それも上位に相当する優れた結果というふうなことで考えております。

こうした判断を示した理由を少し御紹介させていただきますと、まず項目別評価の結果でございますが、6つあります大項目はいずれもAでした。中項目は13のうち12がA、1つがB。小項目は38のうち1つがB、あとはA。細項目48個のうち1つがB、あとはA。微項目は48個のうち1つがB、1つがS、あとはすべてA。微細項目は9個すべてがAでした。つまり中、小、細、微項目で1つずつBがあり、微項目の1つがSというふうなことで、あとはすべてAということになりました。

これは実は、調査試験という中項目の中の微項目の1つが具体的にいいますと、初期胚クローンという微項目が2つ調査が計画されたんですけれども、その1つがなされなかったということで、この微項目評価をBとした結果、このことが関連しましてさみだれ式に同位の項目がBになったということでございます。

一方、同じ調査試験の微項目の中に、乳牛の遺伝子育種関連技術で極めて優れた成果が得られたということでS評価としたものがあります。その結果、調査試験項目全体と考えますと、実態としてはAという評価に相当すると判断しました。

次に、大項目別に実績評価結果を御紹介いたします。

これは資料3-2に記載されております。御覧いただきたいと思っております。

まず、第1の業務効率化に関する事項ですが、業務重点化、効率化、組織体制の整備、他機関との連携、いずれも当初計画を上回るレベルでしっかり取り組まれておりました。

とりわけ民間企業並みの進行管理体制を全国に展開している出先牧場の各業務ごとの段階から、本所のトップに至るまできっちりと把握し、確認し、結果をフィードバックする仕組みを構築した等、職員一丸となって業務の改善に前向きに取り組んでいる姿勢が顕著に認められました。

次に、2の業務の質の向上に関してでございます。この事項は家畜改良センターの業務全般を網羅した評価の中核をなす事項と認識しております。

6つの主要業務は、いずれについてもしっかりとしかも熱心に取り組まれておりました。特に最大の業務である家畜改良の分野において、今後の育種改良上の基盤となる優良種畜の大幅な増等に向けた抜本的な改革に着手し、具体的な成果を挙げつつあること。また、予算のメリハリをつけた重点配分により優良種畜の確保に予算を重点配分するなど中・長期的な視点に立った、しかも独法化に伴うメリットを活用した積極的な取り組みが認められました。

こうした結果、財務面でも確認することができました。すなわち第3及び第5に係る事項でございますが、収入面では運営費交付金及び施設費補助金が当初予算どおりであった一方で、畜産物の売払代金を初めとする諸収入及び受託収入はそれぞれ約3割の増加を確保するという一方で、支出面では一般管理費の節減、業務の進捗状況に応じた資金面の配分を行う等、経費の柔軟かつ効率的な運用に努めた結果、当期純利益として1億7,000万円を計上し、そのうち約3,500万円については経営努力の結果としてやられたものと考えられるのではないかと考えております。

また、第6のその他の事項といたしまして、特に人材養成のための事務、技術研修、さらには各種免許、資格の取得については、予算の重点配分により従前にはない積極的な対応がなされておりました。独法化ならではの柔軟な措置が的確になされているものと考えております。

以上、個別事項、それぞれ評価結果、さらにはその機関として与えられた業務の重要度、そうしたものを総合的に勘案いたしまして冒頭に申し上げた評価となったわけでございます。

最後に、13年度の特筆すべき事項として2点指摘させていただきたいと考えております。

1つは、皆様御承知のとおりBSE発生に伴う家畜の個体識別事業、いわゆるトレーサビリティのシステムのことなんですけれども、それに関連した業務についてでございます。13年度後半に我が国最初のBSEが発生したことに伴い、家畜改良センターが家畜個体識別制度の運営管理主体として位置づけられました。この制度の立ち上げに当たって急遽その準備のために毎晩徹夜で多くの職員が努力されたこと。また、各牧場の職員においても農家の牛の耳標の装着に応援に出かけるなど当初計画をはるかにこえる業務量を投入し、その体制を短期間で構築されたことは特筆すべきことと申し上げます。

もう1つは、13年度末に我が国が乳用牛の遺伝的能力の国際評価の仕組み、すなわちインターブルのことなんです、それに参加することを決定した施策等に関連する業務についてでございます。

こうした決定をするに当たりまして、国内の関係者、団体でさまざまな論議、検討を行ったわけですが、仮に参加した場合に、どんな技術的な問題があるだろうか。あるいは国内の関係者の合意形成のとりまとめに改良センターが中心的な役割を果たしたことは、大いに評価したいと思っております。

このことは実は改良センターにとっては、今後具体的な乳牛の能力評価業務がこれまで以上に量的、質的に大幅に増加することが予測されるわけですし、今後予想される御苦労に対して敬意をあらわすとともに、乳牛の一部改良において家畜改良センターが果たす役割に大いに期待したいと考える次第でございます。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、肥飼料検査所チームについてお願いをいたします。

深見専門委員 それでは、肥飼料検査所の評価結果について御報告を申し上げます。

資料4 - 1に沿って御報告したいと思うんですが、まず評価結果といたしましては、ここにありますように当該事業年度においては、いわゆるBSEに対する緊急業務に対応するため年度計画どおり実施されなかった業務が一部認められるものの、全体の実施状況としては適切な法人運営がなされていると評価しAといたしました。

資料に沿って少し御報告したいと思いますけれども、6項目の大項目のうちA評価は5項目で1項目は評価をいたしませんでした。それはこの資料にあります47ページの第5の剰余金の使途でございますけれども、その一番最後のカラムにありますように、このような理由で剰余金は発生いたしませんでしたので、この項目については評価をいたしませんでした。他の項目についてはすべてAであります。

評価に至った理由でございますけれども、平成13年9月に発生したBSEに対する緊急業務に対応するため、年度計画どおりに実施されなかった業務が一部に認められたが、全体としては計画の達成度は高い水準にある。このことにつきましては資料の26ページ。組換え体利用飼料等のモニタリング調査、この項目です。この項目で下から10行目程度のところに、モニタリング検査実施年間100点というのが標準になっていると書いてありますけれどもここがB評価になっております。実はこれは98点で2点足りなかったということであります。

それから、33ページ、これは調査研究に関するものですが、これは中項目です。これがBになっていますが、これはやはりBSEの関連の緊急業務のために、この調査が行われなかったということでBとしました。

それから、もう1点ですが40ページ。飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去ということになります。これは、最後のカラムですね。ア、イ、ウという分類がついていますが、イのところでは収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間、20営業日以内ということになっているのですが、これが少々オーバーしたものがああります。

これにつきましては、41ページにその理由が書かれていますが、7月に採取した分につきましては、この検査対象の飼料が植物防疫法、薫蒸処理が必要ということで、その処理に時間がかかったために、その遅れで20営業日以内が実現できなかったということになります。

また、8月最終分の試験につきましては、途中でBSEが発生して中断せざるを得な

くなってきたためにできなかったということでもあります。いずれも不可抗力的なことが原因になっております。

A が得られなかったのは、中項目 2 つと小項目 1 で、これが B 評価になっています。ですから全体としては高い水準にあったと判断しました。

また、年度計画に定められていない B S E の緊急対応業務の農林水産省からの指示、要請業務の対応については、量的及び質的な面においても、特に高く評価できると考えました。そのことにつきましては、この資料の 50 ページ以降にその具体的な数値が書かれています。

例えば、1 の分析関係業務を例にとりますと、分析及び鑑定をした飼料点数は 755 点であります。

また、3 番に書かれていますように確認検査の依頼業務の方ですが、これは 83 件を実施して、これだけでも 800 点を超えるような検査をしているというようなことで大変な緊急業務があって、今述べてきましたような計画が 3 項目、A がとれなかったということでもあります。

また、B S E 対応の業務としても全力の努力がなされていると評価しました。

全体としましては、業務の実施状況としては、計画性とともにも機動性が確保されていると判断し、適正な法人運営がなされていると評価しました。

2 番としまして、業務運営等に対する意見としましては、B S E 緊急対応業務等の業務については、機動的な対応が重要であるので、その実施により既存計画の達成に支障が生じたことはやむを得ない。計画に定められていない業務の実施による業務量の増加については、可能な限り定量的な業務量の把握が望ましいということがあります。それは他の業務の評価とともに、その次の項目のその他でも述べます項目とも関係があります。

その他ですが、独立行政肥飼料検査所の平成 14 年度以降の中期目標及び中期計画については B S E 対応業務の追加等を行っているので、業務の効率化を図る一方、予算、人員確保などの実施体制の強化に努めていただきたいということがあります。

先ほども述べました緊急業務の業務量の定量的な把握が望ましいというのは、先ほども述べましたように、他の項目の評価とも関連しますけれども、B S E 緊急業務に対応するために、当検査所では限られた人員の中で、実際には時間外労働がかなり多かったですであります。所員の方の健康面、その他を考えますと、やはり人員確保などをするためにも、その突発業務の定量的な業務が望ましいというふうに思いました。以上であ

ります。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、農薬検査所チームお願いいたします。

坂本委員 農薬検査所の事業実績評価をさせていただきます坂本でございます。

農薬検査所のプロジェクトチームにおける評価は、一応現地の検査所を訪問しましたことから始りますが、約3回で評価をいたしました。

まず、業務評価については資料の1に沿って御説明申し上げます。

評価に至った理由といたしまして、一部改善をするに望ましい項目、G L P 適合確認業務の効率化、これは実は中項目でございます、次の立入検査マニュアルの作成、農薬の集取マニュアルの作成、これは細項目に当たる項目でございます。

これにやや一部改善を要することが望ましい項目として挙げられましたけれども、業務は年度計画に達しておりまして、評価基準に沿った積み上げ評価としては総合的にAの評価と判断いたしました。

先ほどの細かい細項目、小項目につきましては、後ほど御説明申し上げます。

さらに、その前に御承知かと思えますけれども、この検査所の業務上の特長といたしましては、業務の主なるものは農薬検査という業務で大半が占められておりまして、そのほか緊急の農薬その他関連物質の調査依頼が飛び込んでくる場合がございますので、その2つを含めて評価をいたしております。

今年度、年度計画に定められていない「ノニルフェノール及びその関連物質に係わる調査研究」といったような突然の研究調査が農林水産省からの委託業務として飛び込んでまいりました。このノニルフェノールというのは、どういうものでどういうふうに変化をされたかと申しますと、河川等へ流出する農業生産に由来するノニルフェノールという物質の実態解明に関する調査研究でございます、まず農薬製剤の保存安定性試験、それからアルキルフェノール流動体類等の土壌分解試験。それから、NP等の移動モデル試験の農薬由来のNP等の水中移動を明らかにするためにモデル水田による経時的な水田中水濃度を測定するという大変時間と労力のかかる調査研究でございました。この研究が入っております。

それらを加味した独立法人農薬検査所の平成13年度業務実績等に関する評価としてはAであるというふうに判断をいたしました。

それから、これは評価委員からの助言でございましたが、業務改善に向けて科学技術

が非常にめまぐるしく進歩していることから、農薬の検査に関する情報収集を単に報告書程度の情報にとどまらず、新しい知見のある調査研究の調査、情報を充実するようなことが望ましいという勧告をいたしました。

さきに述べました一部改善をすることが望ましい項目について、資料5-2をごらんください。それに細かくございますが、まず4ページの下の方をごらんいただきますと、農薬G L P適合確認という項目がございますが、この項目の効率化のところにCの評価となったものがございます。その指導につきましては、農林水産省の生産局評価は報告までの期間を62日と目標の日数がございますが、これを超過して平均して75日という結果になりました。

この理由といたしましては、実は査察指示をしました後に、査察対象機関との日程調整に時間を要したことと、その査察調査開始後の報告書の手続きに非効率的な部分があったことによって遅れたという結果がありまして、削減率が21%のマイナスということになっております。

その次の、立入検査マニュアルの作成とそれから農薬の集取マニュアルがございますが、それは19ページと20ページをごらんください。

19ページの立入検査マニュアルの作成のところが評価がCとなりまして、その次の農薬の集取マニュアルの作成、これもCという評価が出ておりますが、それにつきましては19ページに特記事項がございますが、地方分権の推進に関する農薬取締法の改正及び独立行政法人移行後に農薬検査所が行う立入検査の実施に関する法的位置付けについて検討に時間を要したために完成することができなかったという理由がございます。

それから、農薬の収集マニュアルについても同様に、今申し上げました理由によってマニュアルは未着手であるというところから評価はCということになっております。

こういった理由がございますが、マニュアルの作成が遅れているということでございますが、小項目、細項目を積み立ててまいりますと大項目といたしましてはAという評価があります。

それから、21ページの第4に短期借入金の有無、借入に至った理由等の項目がございますが、平成13年度においては、短期借入金を借り入れる事態は生じなかったためとしておりますが、その次に余剰金による成果という項目では、今年度は該当がございませんので評価はいたしませんでした。

それから、23ページに人事に関する指標のところ、年度末の常勤職員数は現在65名でございますが、定員66名のところ1名の新規採用者、適材者がいなかったためというところで、それが達成できなかったというので一応Bという評価をつけてございます。

以上のような評価を審査してまいりますと、総合評価としてはAと評価するということになりました。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、農業者大学校チームについてお願いします。

田嶋専門委員 それでは、農業者大学校のチームの評価結果の内容について報告をさせていただきますと思います。

評価結果としては、資料6-1及び資料6-2をごらんいただきたいんですが、まず資料6-1、概要をごらんください。

評価結果としましては、全体として当該事業年度計画については、順調に実施されたものと評価をすることとあります。評価に至った理由であります、業務実績をもとにして農業者大学校の評価基準に基づいて評価を行いました。

大項目が6項目ありますが、そのうちの1つが剰余金の使途の項目でありますので、本年度の評価対象にはなっておりません。ですから評価対象になったのは5項目ということになります。各項目がいずれもA評価ということになりました。全体的に見て順調に実施をされたものというふうに評価をしております。

ただ、資料6-2の方をごらんになっていただくとわかるんですが、中項目のさらに下位にある項目、小項目です。小項目を判定するための指標の中にBが2つ出てまいりました。資料6-2の3ページと6ページをごらんになっていただきたいと思いますが、B評価ということになりましたのは、入学者数に関する評価項目であります。

農業者大学校の入学者数、それから果樹研修所の入学者数、このいずれもがB評価ということになりました。

ただし、この小項目を組み立てている、ほかの項目、その他がAということになっておりますので、この小項目自体は全体としてはA評価ということになっております。そのような結果で小項目もいずれもA評価、中項目、大項目もその結果としてA評価ということになっております。

それから、若干補足ですが、10ページをごらんになっていただきたいですが、評価

をしていない項目が10ページにあらわれております。これは卒業生の経営実態についてのアンケート調査に関する項目ですけれども、この卒業生の経営実態についてのアンケート調査は本来平成13年の年度計画には入っていなかったものであったわけです。しかしながら、このアンケートの配布回収を13年度に行いました。この取りまとめ、分析は平成14年度に行うということですので、この項目についての評価は平成14年度に行うということになりました。そういうわけでここは評価対象にはなっておりません。

さて、次に2番目の業務運営に対する主な意見等ということでございますけれども、まず第一に業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置についてということに関しましては、年度計画どおり実施されているが、農業を担う人材を育成するという農業者大学校の性格上、卒業後の就農状況や農業経営の状況、地域での活躍状況等が重要であるので、これらについて今後経時的に把握していく必要があるという意見が出されてございます。

次に、2番目であります。国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上を達成するためにとるべき措置についてということにつきましては、まず第一に学生研修生の確保については卒業生や研修生の一層の協力を得て、より現場に密着した募集活動を推進する必要がある。

また、農業者大学校として小中学生を含め、農業教育や農業への理解を深める活動を積極的に推進するなど、さらに広範に農業者大学校の周知を図る取り組みが必要であろうと。

それから、2点目といたしまして、農業者大学校の魅力を高め、特色を打ち出していくためにカリキュラム検討委員会等の検討結果を踏まえ、速やかに教育及び研修内容の改善を図る必要がある。また、今後の農業の発展方向や教育ニーズに対応した農業者大学校の将来方向について幅広く検討し、その結果を次期中期計画に反映させる必要があるという意見が出されております。

それから、財務諸表についてであります。2つの御指摘がありましたので、口頭で説明をさせていただきます。

まず、第1点は、財務諸表附属明細書の棚卸資産についての明細につきまして監査法人の指導によって国から独立行政法人設立時に引き継いだ棚卸資産は、当期増加額に計上されておりますが、これは期中に取得したものではありませんので、当期増加額とは区別し

て期首残高に計上した方がよいのではないかという意見が出されております。

それから、もう1点、独立行政法人の評価を行う際には、業務の内容によって部門を分けて、当該部門ごとに業務実績や財務状況を検討することが重要であり、そのためには業務部門ごとに収支等が把握できるようにすべきではないかという意見が出されております。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

以上で、6プロジェクトチームすべてから平成13年度の評価結果が報告されたわけでございます。

それでは、ただいまから質疑応答の時間に振りむきたいと思います。御質問、御意見のある方、どうぞお願いいたします。

各法人とも大項目について言いますとすべてAということで問題はないわけですが、中項目、あるいは小項目という項目を細かく分けると多少BとかCが入ってくるという評価になる。これはただいま御説明がありましたように、その理由をお伺いすると、最もなところもあるようでございまして、必ずしもBだからCだからということで云々できない、そういう面もあるわけですが、どうぞ忌憚のない御意見を。

守田専門委員 ちょっと二、三点。特段のあれはないんですけれども感想もひっくりめて。

今お伺いした各独立法人の運営がおおむねいいということで、非常によかったというふうに考えておりますが、ただ今回の評価制度に関しては、かなりの事務量の負担というものもこれありというふうに考えます。

従って、この制度がこれを持ち込むことでの実際面でのプラスが出てこない、非常によくないというふうに考えます。

従って、従来各法人でそれなりの方法の評価というものがされてきたと思うんです。それと今度のこの評価制度が適用されるということでの両者の違いというものを検証願って、この制度の中にプラス面をきちっと生かしていただく。そのことが運営の改善につながってほしいという気を強く持ちます。

それと2点目は、この評価の透明性をやはり図る必要があるというふうに考えますので、その第三者にわかりやすい形での集約版といいますか、こういうことだという評価だったということをつくっていただければ非常にありがたいというふうに考えます。

それと3点目、これはこの評価からは外れるかもしれませんが、今お聞きしていると

BSE対応でその評価がダウンする、またはそれによって仕事量が膨れる、作業量が増大したというようにいろいろなマイナス面の各法人に与える影響が非常に大であったということを、お聞きしているうちに痛切に感じました。これはとりもなおさず初期の行政の対応に非常に問題があったというふうに率直に改めて思います。

従って、十分な喚起をこの評価の委員会としても、こういう面もこれありという指摘があったということを申し添えていただきたい。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

ただいま守田委員から御報告されました3つの問題点、あるいは要望、こうしたことが述べられて非常に参考になったことではないかなと思います。事務局の方も十分この点を踏まえて次の評価に活かしていただきたい。

特に、御指摘でございましたように、従来の評価方法というのが各法人で行われてきたわけですが、今回このような評価を持ち込むことによってどれだけのメリットがあったのか。これは非常に重要な御指摘ではないかと思うわけであります。今後、やっぱりこの方法がいいんだという明らかな評価の評価があってしかるべきではないかと私もそういうふうに思います。

どうぞ、そのほか。

菊池専門委員 直接的な評価の結果とは違うんですが、例えば農薬の問題で、私は栃木なんですけれども、栃木の梨の、使用してはまずい農薬を使ってしまったということで、その後栃木以外にも野菜に使ったとか、出てきたわけなんですけれども、農薬検査所、あるいは農水とかという部分の中で、私どもが考えるに、なぜ使ってダメな農薬が市場に流れてしまっているのかという部分を考えると、その辺のところのつながりですね。例えば、農薬検査所と農水と、それを取り締まる部分というものが非常に私どもも理解しづらいしわからないんです。

比較的私の住んでいるところから近いところの梨の農家ですけれども、生産者そのものは非常に年配の方で、きっと流通してるし買えるんだからというぐらいの非常に甘い考えの中で使われてしまったのかなという憶測もあるんですが、その辺のところはストップできる場所があればあんな騒ぎにもならないし、消費者の方も非常にあいつ部分の中では非常に農家が悪いこと、結果としてはそうなんですが、そんな使ってダメなものが流れていること自体の方がもっとも問題ではないか。

私は、BSEの問題と同じような部分もあるのかなと思いますので、やはりその辺が、

例えば検査所があるとか何とかといっても、流通の部分の中できちんとした、それを国として守る防御といえますか、それができてないということに非常に農家でもあるし、生産者でもあるんですが、その辺のところもいくらこういう研究所だとか、検査所とかといっている、それが実際に機能しない部分については、非常に心配だなと思いますので、そういったことも含めて今後考えていっていただければありがたいと、そんなふうに思います。

松本分科会長 ただいまの菊池委員の御発言に対しまして、まず農薬検査所、どのような。

生産局生産資材課長 生産資材課長でございますけれども、私の方から説明をさせていただきます。

農薬検査所自身の機能といたしましては、申請されました新しい農薬を検査をいたしまして、基準に合致しているかどうかというのをチェックするというのが一番大きな業務であります。

もう1つは、実際に問題が起こった場合に、立入検査、要するに農薬のプロとして現場で立入検査をするというのも2つ目の大きな業務でございます。

今回の話は、その2つ目の話とも関連はいたしますけれども、その前に今回の問題がどういう背景のもとに起こったかというのを説明をしたいと思いますが、新聞報道でも出ておりますし、十分御存じのとおりだとは思いますが、今回のものは全く日本で登録が失効してしまって随分長い時間がかかっております。そういうものが要するに国内ではもう生産が打ち切られたものが、海外から何らかの形で入ってきた。今その海外のいろいろなルートにつきまして現在我々押さえているところなんですけれども。

普通、農薬というのはどういう成分で、どういう使い方で、どういうものに効きますとかというようなことがちゃんと表示されておるものが農薬というのが農家の常識であろうかと思うわけなんですけれども、全くそういう表示のないもので、要するに白い粉というようなものの形で入ってきた。それが流通業者がよくその辺のことを承知しているながら農家に販売をしておった。農家の皆さんも、一部には全くよくわからずということをおっしゃる方もいらっしゃいますが、プロの農家である以上それが違法のものであるということは当然わかってしかるべきというようなことであろうかと思えます。そんなものが違法に使われておったということなので、安全確保の観点から使用された生産物すべて回収するというような措置を講じましたり、あるいは怪しいものについ

ては残留農薬の検査をすとか、そういうようなことをやってきております。そんなようなことで、今非常に全国的に広がったということで大きな問題になってきているというのが今の状況でございます。

私ども反省しておりますのは、この問題につきまして大きく2点ほどあるのではないかなというふうに思っております。

1つは、制度上の不備。これは認めざるを得ないと思っております。

その中の1つは、要するに使用者罰則というものが無い今の農薬取締法の中で、要するに使用者は今回、いくら生産者については罰則はかけられない状況の中で、非常に安易に使われておったのではないかと。ここら辺の罰則なりの強化、あるいは使用規制というのをつくるべきではなからうか。

それともう1つは、水際の問題であります。要するに怪しいものが国内に入ってきたということですので、それを何とか水際で防止できる対策を講じられないか。

これはそういうようなことで、制度につきましては大臣がプレスの段階で申しておりますけれども、臨時国会を視野に入れた農薬取締法の早急な見直しということで、少なくともその部分だけでも行うというようなことでやっておりますので、それら反省に立って対応したいと思っております。

もう1つの問題は、これはシステムの問題かなというふうに思っております。

これは、今回事件の発端が山形県ということで、決して山形県を悪くいうわけではなく、山形県が自ら自浄作用を発揮されたからこういうふうなことが全国的に広がっているということが発覚されたという、そういう面は確かにあるんですが、ただ山形県の対応を見てまいりますと、実はそういうふうな噂があったのは、平成3、4年ごろというふうなことが言われております。それで県としての立入りができなくて、その報告も農林水産省、国の方に上がってこなかった。

以前の話でもそうなんですけれども、最近の話も山形県の衛生部局がダイホルタンという物質の残留があるということを知っておりながら、これを農林部局の方になかなか伝えなくて、それが国に伝わってこなかった。あるいは、大阪府の独自の調査の残留結果が伝わってこなかった。

要するにどうも縦割りという弊害はあるというふうに感じておまして、要するにその縦割りというのも農林部局と衛生部局、それは県内の話かと思えます。それと国と県との関係というのも円滑にしていなかった。ですからその辺をうまく連携できるよう

なシステムを改めてつくらなければならないなというふうに感じております。

ですから、そういうような中で農薬検査所ということになりますと、検査のプロとしての一翼を担っていただく方ということになりますので、今回の問題では直接私どもは農薬検査所を非常に頼りにして、今のこの問題をやっていただいておりますけれども、そういう意味からしますと、御協力は一層いただかないとまずいなというふうに思っておりますけれども、直接的な関係ということではないのかなというふうには思っております。

菊池委員 今の説明で大体わかったわけですが、もちろん自分もここで検査所にどうこうということではありません。ただ、私どもが声として上げることがなかなかできないんですよね。例えば、平成2年ごろからという部分については、ラ・フランスとかに使われていたというのは、うちの方の生産者もそれは聞いて知っているわけです。そういうことがありながらストップできないことに大きな問題があるのかと。

私は今までにも、例えば、BSEの肉骨粉にしても、それ以外の今騒がれている食品の安全とか、安心とかという部分のそういう情報が非常に消費者の方がシビアになっているときに、今年度も使われてしまったということに非常に体質というか、そういう部分に大きな何かがあるなど。今縦割りと言われましたけれども、そういった部分を改善しないとかこういう問題が次から次へ出ちゃうということは、非常に日本の食の安全というのがいつまでたっても図れないので、やはりそれぞれの立場の方は、そういった声を農水なら農水にきちんとつなぐとか、システムづくりをやはりすることが非常に大切なのかなと思っています。

松本分科会長 この点についてでも結構ですし、あるいはそのほかのこと。

加藤委員 関連ですけれども、果樹、それから野菜などの生産者の御苦労もわからないんではないんですけれども、先ほど菊池さんがBSEの問題とどこかでつながっているんじゃないかとおっしゃいましたけれども、私はやはり消費者の立場で、そのことを考えますとき、生産者の責任ということで御自分のお使いになる農薬についての管理義務というのが緩いのではないかと思います。私なんか自分のお薬をいただくときにも、眼医者でもらって、歯医者でもらってというようなことをするわけですが、お薬手帳というのを今薬局の方から配付されていますね。それを持って行って、今眼医者の方でこれをもっているけれども、これと同じような薬で大丈夫でしょうかということを薬剤師さんに聞いて、それで薬剤師さんが併用して大丈夫とか、こっちを飲んでいるから先

生の方の指示にはちょっと電話して少し減らしてみましようということできちっとやる。その自分の自己管理を健康のためにお薬手帳で持っているわけです。

それはやはりその延長線ぐらいに生産者も御自分の出荷するものは自分も食べるものだと思えば、同じような管理ができるはずで、そこに使った農薬の記録というようなものを書く。いろいろな情報が恐らく生産者の場合は農協を通じて、あるいは販売業者を通じて、農薬についての啓発があると思うんです。そうすると違法な農薬について、これはヤバイ農薬ではないかといったようなリスト、物質の名前も含めて啓発されているような状況がつくられていくことがまずは大事で、そしてそのことによって自分の生産物に使うものの農薬の管理を明確にすると、そうなるはず自分でそのことに対する意識というのが啓発されていく、責任が果たせるんじゃないか。

ただ安ければとか、人に勧められるから、効果があるからという農薬の使い方自体が問題ではないかと思うので、やはり農薬管理、使用の管理方法に今現在問題があるんじゃないかと、そんなことを感じております。

松本分科会長 もっと自己管理を徹底すべきであるということですね。

加藤委員 そうです。普通、例えば食品会社とかではどういうものを使ってこの食品をつくって工場パッケージして出すかということを知っているわけです。

一人一人の農家というのは大変な御苦労で、夜になれば本当にお疲れになると思うけれども、私の知っている農業大学校を御卒業になった方は素晴らしい自己管理をしていらっしゃる例もあるわけです。そういう例をレアケースとしておかないで、これを一般農家の実態にしていく必要があるんじゃないかと思います。

松本分科会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほか。

このほかにも徳江委員から財務諸表に関してコメントが寄せられております。今日は徳江委員は所用で御欠席のため、私の方から御紹介させていただきます。財務処理上は、特段の問題はありませんが、見やすさ、あるいは統一性、こうした観点から意見をいただいております。

事務局におきましては、次年度の評価の際に、これらの点をよく検討して適切に反映させる、そのようにぜひお願いをしていきたいと思っております。

生産局総務課長 すみません、先ほど御紹介を忘れましたが、お手元の方に2枚紙でお配りしております。

松本分科会長 これが徳江委員からいただいているコメントでございます。また後ほどお読みいただいて、御意見のある方はいただきたいと思います。

いろいろ御意見がございましたけれども、各法人の業務実績評価結果については、今回の案で、また財務諸表につきましては、適正なものと判断いたしまして、意見の具申としては、特段の意見はないと、こういう方向で皆様の御了承をいただけたらと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、当分科会といたしましては、この方向で了承することを決定いたします。今後の細かい文言の調整等につきましては、私に御一任いただけたらと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本年7月23日の第3回独立行政法人評価委員会におけるとりまとめの規約によりまして、本日の当分科会の議決をもちまして独立行政法人評価委員会としての決議となりますので、念のため申し上げたいと思います。

それでは、続きまして3番目の議題に入りたいと思います。

その他の議題でございまして、この中に目的積立金申請に対する意見具申に関する事前協議の件でございます。これに関しまして事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 御説明いたします。資料の7でございます。

独立行政法人通則法に基づいて業務の運営をやっておるわけでございますけれども、基本的には独立行政法人、毎年そういう計算をしまして、残余が生じた場合には、積み立てていって欠損に備えるということになっております。

ただ、その例外といたしまして、前事業年度の損益計算において残余がある場合、主務大臣の承認を得て、その残余を中期計画にあらかじめ定めております余剰金の使途に充てることができるというふうになっております。これは各法人の経営努力によって生じた余剰金について、法人の業務運営に資するような物品を購入したり、そういった道を開くことによりまして効率的な財政運営を促して経営努力のインセンティブを高めようということで設けられている制度でございます。この大臣の承認によって中期計画に定める使途に充てるものを目的積立金というわけでございます。

この部分につきまして、今回13年度につきまして家畜改良センターから、そういった承認申請を行うということで計画されております。

制度的には、これにつきましては私どもの大臣が承認をする場合には、このことにつきまして評価委員会の御意見を伺うということになっております。

また、一方で、独立行政法人におきましては、国の方から運営費交付金という形で財政資金が出ておりますので、財務大臣との協議もあわせて必要だということになっております。従いまして、現在財務大臣の方とも並行的に協議させていただいているところでございます。本来でありますれば、正式な申請後に御意見を伺うということとすべきでございますけれども、内容的に見て業務実績、財務諸表の評価とあわせて検討していただいた方がよろしいというふうに考えております。

また、委員の皆様お忙しいということもございまして、今回御意見を伺いたいということで提案させていただいたわけでございます。皆さんの御同意を得られれば、本日御審議をいただきまして御意見をいただいて、正式に申請がなされた段階で分科会長と御相談の上、分科会の意見として答申させていただくということを考えております。

なお、この意見につきましてもこの分科会の意見が独立行政法人評価委員会の意見となるということになっております。便宜的な取り扱いで申しわけございませんが、そういったことで御審議いただければと考えております。以上でございます。

松本分科会長 それでは、詳しい内容の説明を受ける前に、ただいま提案がありました審議の方法について何か御意見はございませんでしょうか。

特別御意見がございませんので、それではただいま提案がございました方法で審議を進めてまいりたいと思います。

生産局総務課長 どうもありがとうございます。

それでは、家畜改良センターの方から具体的に内容を御説明させていただきますが、御審議いただくポイントといたしましては、今回利益処分をしたいと申し出が出ている剰余金が経営努力による剰余金と判断できるか。それとその用途が適切かといった点であろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

松本分科会長 それでは、家畜センターの方から御説明をお願いいたします。

家畜改良センター加藤理事 家畜改良センターの総務担当理事をやっております加藤でございます。

私の方から、平成13年度決算におきまして生じました当期純利益の一部を目的積立金としての処分について御説明させていただきます。

お手元の資料7でございますが、この資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、2ページでございますけれども、損益計算書の経常費用といたしましては、ごらんのように業務費、委託業務費、一般管理費等といたしまして、総額86億6,392万円が平成13年度の経常費用でございます。

次に、3ページになりますけれども収益関係でございますが、経常収益といたしましては運営費交付金収益及び事業収益等で総額87億7,680万円でございます。経常費用を差し引いた1億1,288万円が13年度の経常利益となっております。これに臨時損失と臨時利益を相殺して平成13年度純利益といたしまして1億6,935万5,855円となっております。

次に、4ページになりますけれども、この当期純利益の処分案でございます。13年度の利益1億6,936万円のうち積立金として1億3,472万円。それと通則法第44条第3項に規定をいたします目的積立金として3,463万円を計上させていただいております。

それで、次の5ページになりますけれども、それでは目的積立金3,463万円の考え方につきまして御説明をいたします。

ここに図で示しておりますけれども、まずその収益をその性格別に大きく4つに分けてございます。それぞれ費用関係をお写しして左が収益、真ん中が費用、その差が利益になり、損失という格好の図にしております。

まず、自己収入でございますけれども、これは主に家畜及び牛乳等の生産物の売払収入でございますが、13年度につきましては4億1,649万6,000円でございます。それに対しまして、費用といたしまして業務費、一般管理費のトータルでございますが、3億9,047万4,000円でございます。

それと、次の運営費交付金収益は75億1,324万2,000円。これは全額費用化させていただいております。

それに、受託収入でございますけれども1億2,719万1,000円に対し、費用といたしまして1億1,622万5,000円でございます。

それと、戻入収入が7億1,986万7,000円に対し、費用として6億4,397万5,000円となっております。

それぞれの利益として右の方に示してございます。これで目的積立金がいわゆる経営努力による利益との考え方から自己収入と受託収入からの利益としてそれぞれ自己収入利益といたしまして2,602万2,000円。

それと受託収入利益 1,096万7,000円から固定資産の売却損が235万7,000円ございますが、これを差し引きました3,463万2,000円を効率化及び質の向上積立金として計上させていただきました。

次のページに移りますが、目的積立金の経営努力の内容でございますけれども、収入増への努力につきましては受託収入を除きます収入決算額、これは予算額に対しまして13年度8,900万弱の収入増の決算でございました。その収入増の大部分は、いわゆる牛乳の生産量の増加によるものでございます。

この牛乳の販売量の増加要因といたしましては、1つには中期計画の業務対象の重点化に基づきますホルスタイン種の増加によること。2つ目は、育種改良による泌乳能力の向上と質の高い飼養管理による搾乳量の増加。3つ目といたしましては、徹底した飼養環境の衛生保持に努めたことによります乳房炎等の発生を低減したことによるものでございます。

また、その他の未払収入につきましては、ごらんのように鶏卵、乳用牛、山羊、それぞれ予算額を大きく上回る結果となっております。

一方、経費の節減関係でございますけれども、一般管理部門にございましては、いわゆる各職員へのコスト意識の徹底をいたしました。そういうことから電話、電気の契約の見直しもございまして、特に通信費、電気料につきましては、いわゆる需要増にもかかわらず前年比それぞれ通信費、電話でございまして89%。電気につきましては96%に節減をいたしました。それと事業品の再利用等、日常的な節約努力を重ねてきた結果でございました。

なお、事業部門におきましてもいわゆる業務の重点化に伴います経費の節減、あるいは組織のスリム化による諸経費の節減により、この3,400万といたしまして、大きな利益が生じることとなりました。

そういうことで、これらは3,400万につきましては、経営努力の結果ということで御理解をいただければと思っております。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして質疑応答に入りたいと思います。御意見のある方、あるいはコメントのある方、どうぞよろしくお願い致します。

手島委員 いろいろ御努力をされたということは今の御説明であれなんですが、普通はこういう経営努力によってどれだけ利益がふえたかというのは、例えば予算と比較する

とか、それから前年と比較するとか、何かと比較して出ているとわかりやすいと思うんですけど。それはどこをどう見ればわかるんですかな。

松本分科会長 要するに比較対照になる項目と。

家畜改良センター加藤理事 今年につきましては、初年度ということもございまして予算との比較をしております。

ですから来年度以降になりますれば、今年の実績と比較してどれだけのものができるといことになるかと思えますけれども、13年度につきましてはいわゆる予算に対する比較で検討させていただきました。

手島委員 それはどこにその数字が書いてあるんですか。

家畜改良センター加藤理事 こちらには資料としては特に用意してございませんけれども。ちなみに、例えば、先ほど牛乳が大部分だということでお話をいたしましたけれども、牛乳の予算費で約8,500万ほど予算をオーバーして収入を得ております。

守田専門委員 これは改良センター特異といいますか、そういうもんですか。

松本分科会長 いかがでしょう。これは家畜改良センター特異的にこうした余剰金といえますか、経営努力による黒字の部分が出てきたと、こういうふうに判断されるべきものか。あるいはほかの法人でもいわゆる経営努力によってこうしたものが出てくる可能性もあるのかどうかということじゃないでしょうか。

家畜改良センター加藤理事 家畜改良センターは、いわゆる農産物なり、副生物の販売をいたしております。そういうことでほかの法人さんに比べれば、やはりそういった経営努力といいましょうか、企業努力が数字的にあらわれる非常に特異なものだと思っております。

守田専門委員 経営努力によるということだけで、高く売った、多く量を出したということだけに焦点が合うというのは、それは経営努力という言葉では私はないと思うんですよね。

例えば、消費技術センターでもいろいろな経営努力をされて、こういう予算に対してプラスの利益があったということは報告を受けたと思うんですよね。そういうものとの整合性、各法人の、それをどう図るんですかね。

こういうものが常に改良センターだけで出るものという規定の中で、こういう審議をするのか、やっぱり各法人に共通のものがあって、考え方があって、それで処理といいますか理解をするのか、そこらあたりがちょっと……。

松本分科会長 それでは、家畜改良センターから見て、今の御質問にお答えいただけますか。

生産局総務課長 今お話がございました指摘は、確かに私ども一番頭の痛いところがございます。御案内のとおりそれぞれの独立行政法人、タイプが異なっております。まさに先ほどの御指摘のとおり家畜改良センターは、物を販売しておりますので、年によって値段が高くなったときには売上げが膨らむということはあろうかと思えます。

一方において、検査機関等におきましては、収入が外部からあるとすれば、受託検査、検査手数料ぐらいしかないということがございますので、どちらかといいますと運営の経費の削減といいますか、そちらの方からしか主としていわゆる剰余金がなかなか出づらいうふうな構造になっているかと思えます。

ただ、一方におきまして、それぞれの独立行政法人におきましては、運営交付金ということで国の方からしかるべく財政資金が交付されているわけですが、当然ながらそういった独立行政法人の特性に応じて、当然売上げを伸ばすようなところにつきましては、それを加味した交付金だと。そうでないところにつきましてはどうしても運営費を集めなさいと。そういったことがございます。

ただ、先ほど御指摘ございましたように、たしかに販売額がふえたときに、これが量がふえないでただ単に価格がよかったとか、そういった場合は努力かという感じはしますけれども、必ずしも量がふえたこと自体がすべてが努力かというところとちょっとまたいろいろあるかとは思いますが、やはり基本的には1頭当たりの能力が上がったとか、あるいは先ほどちょっと御説明がありましたけれども、管理技術が悪うございますとどうしてもむだになるといいますか、廃棄せねばいかん乳が出ております。そうした品質管理を徹底することによりまして、いってみればロスを落とすということ、そういったことでの努力はやはり、それはどちらかというところと価格、販売価格というよりも量の方が努力がわりと図れるものだと思っております。

そういった意味でも、今回全体、利益が上がっている全部ということではなくて、その一部につきましては、ということで検討されているということがございます。この辺、確かに御指摘のとおり私がこんなことを言っただけではいかんのですが、初年度でございますのでやはり独立行政法人の努力なり、いわゆるどこまで経営努力によって剰余金を見るかというのは、全法人を並べてみる基準というのは、正直申しまして、これから試行錯誤で基準をつくっていかんかということはあるかと思えますが、そういった事業

をやるといったことを御理解いただければと思います。

坂本委員 ちょっとお伺いしたいんですけれども、資料の5ページを拝見すると、この自己収入のうち、家畜と乳牛の売り払いというところがございますけれども、家畜改良センターが売り払う家畜、乳牛と、酪農家から出てくるその種のものとの間の競合関係とございますか、特殊性とか、そのあたりはどんなふうなものなんでしょうか。

松本分科会長 一般の酪農家との価格ではどういうふうに違うのかということでございます。

家畜改良センター新山理事 業務の方の担当をしております役員でございますけれども、私どもの家畜改良センターで販売しておりますものの、一番販売額として大きいのは現在牛乳でございますけれども、これは乳用牛の育種事業をいたしておりますときに、普通にメス牛の方から搾乳されるもの。ですから私どもの事業からいいますと副産物的なものでございます。その販売につきましては、一般の酪農家と同じように販売をされております。価格設定もその品質によって販売をされておるわけでございます。もちろん、国からの補助金等は対象にならないということになっております。

佛田専門委員 業務実績評価シートで、微項目という部分が幾つかあったと思うんですけれども、これとここにあります受託収入の部分による利益との関連性が実際にあるのかなのか。あればどういう部分なのか教えてください。

家畜改良センター加藤理事 お答えいたします。

受託収入、実はこの掲示上の問題でございます、ここにいわゆる受託収入からの利益という部分がございまして、本来ですとこれは上の自己収入の中の業務費の中にその費用が入っております。そういうことで本来は受託収入からは、家畜改良センターの場合には利益は生まないという状況になっております。

例えば、いわゆる契約をする場合に受託経費の方から契約するに当たりまして、契約の効率化を図るために、いわゆる一般の業務費と合わせて契約をするということもあるものですから、どうしても仕分け上の整理の仕方として、整理になってしまっておりますけれども、いわゆる受託収入からの収益はゼロでございます。

ちょっとわかりずらいかもわかりませんが、ほとんど一番上の業務費の中に、うち受託分といたしまして1,096万7,000円を費用として出しておりますけれども、それが受託収入から受託業務費を引いた差が1,096万7,000円ということで、ここで相殺されるということになっておりまして、受託収入からの利益は実態的には生

じていないことになっております。よろしいでしょうか。

松本分科会長 おわかりですか。

佛田専門委員 ということは、実際は自己収入の部分での利益がすべてであるというふうに考えてよろしいんですか。

というのは、何をお伺いしたいかという、B評価になっている項目の部分で利益を生み出している、その利益とA評価になっている部分で生まれている利益は、かなり性質が違うものではないかなというふうに考えるべきではないかと私は思うんですが。そういう部分でもB評価になっている部分で、利益を生み出しているということがあるとすれば、それはその費用は実際に使わなかったというふうなことで生まれた利益であるというふうに考えることも可能だと思いますので、そこら辺の関連性を聞いたかったということです。

松本分科会長 A評価、B評価の違いをちょっとわかりやすく……。

家畜改良センター新山理事 すみません、また替わりますけれども、鈴木委員の方からも御意見が出たかと思うんですけれども、私どもの理解といたしましては、お手元の資料の3-2で申しますと2ページ目、家畜改良センターの関係の評価シートの資料の3-2の2ページ目でございますが、そちらに乳用牛という欄がございまして、ここで目標としておりますのは重点化、畜種について重点化をして、ジャージー種というものを減らすことも、施設も利用しながらホルスタイン種の育種に重点化をしようという目標をいただいております。

これに向けまして、ジャージー種が減った以上の頭数をホルスタイン種の頭数は非常に増頭いたしました。そのことが乳量の非常に大きな増加になりまして、収入の一番大きな増加の要因になったわけでございます。

それから、B評価についてでございますが、B評価になりましたのは、49ページ、50ページですか。

松本分科会長 49から50ですね。

家畜改良センター 中項目では49になろうかと思いますが、調査研究の中の初期胚クローンに関しての調査を1つ実施ができなかった。これは私どもに責任があるわけでございますけれども、こういうことでございまして、このこと自体はあまたの研究の中の1つでございますので、経費としては節減されたものはごくわずかですし、節減といえますか薬品代が幾らか減っていることは確かでございますけれども、B評価によって生

み出された 3,100 万円の余剰ということでは決してないというふうに考えております。

松本分科会長 それで御理解いただけましたでしょうか。

そのほか、御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。

手島委員 ちょっと妙な質問なんですけれども、去年この牛乳の売上げがよかったというのは、牛の頭数をふやしたとか、あるいは B S E でしばらくおいておいたとか、いろいろあったわけですが、よく売れたというのは天候がよかったということも多少あるんじゃないかと思うんですが、牛乳の売上げというのは毎年お天気次第だというようなこともいわれていますし、あとそのほかの競合メーカーの様子とか、いろいろなことがきつとあるんだろうと思うんですけど。

そこがどうだったかというのは、私もよくわからないんですけども、逆にそうすると売上げが悪かったという年も出てくるわけですか。その年はどういうことになるんですか。

松本分科会長 どうですかね。いつも黒字とは限らない。

生産局総務課長 基本的には最初ちょっと申し上げたかもしれませんが、剰余金が毎年出たものについては積立金として積んでおく。それから、次年度に仮に欠損費が生じた場合には当然それを埋めていく。それで中期計画ということで中期でバランスをとるようにするというのが基本でございます。

基本的には、毎年まさにおっしゃったとおりふれがございますから、それをならず意味で積立金を積む、これが原則でございます。だからその一部につきまして、経営努力で剰余金がふえたと見られるものについて一部資材を買ってみたり、そういうことを認めようということでございます。

ただ、そういった意味で国から金が出ているということもありまして、財務省で協議するとか、私どもの方の主務大臣も委員の皆様方の御意見を聞きながら決定することでございますが、当然判断の一つといたしましては、例えば 1 億円剰余金が出たら全部使うといわれたって、来年何があるかわかりませんので、そういった長期的な安定ということも踏まえながらやっていく。そういったことで今回は 1 億何ぼ出ておりますが 3,000 万とか、そういう形でやっていく。あくまで一部について例外的に認める。そういう位置づけになっております。

手島委員 そうするとあれですね。ほかの機関とはちょっと違って、やっぱり出たり引

っ込んだりすることが、このセンターの場合にはこれからもあるんだと、そういうことなんですな。

生産局総務課長 頭数が仮に変わらないとすれば、毎年まさに暑いときには乳が出ないとか例がございますが、ただ今回ちょっと違いますのは、施設の効率的利用ということで、本来もうたくさんを牛を導入されたということでございます。これは1頭当たりの変動要因と別に頭数がふえていますから、基本的にはその分は毎年増えていると、そういったことはございます。

ただ、頭数が仮に増えていないと、まさにおっしゃったとおり。たまたま今年は涼しくて乳の出がよかったんじゃないかとか、そういったこともあろうかと思えます。そういった違いはあるかと思えます。

手島委員 これはつくってしまったものが売れなかったということはないんですか。

生産局総務課長 特に今回メインになっておりますのは、牛乳の関係でございますが、それにつきましては、今基本的には制度がございまして、一番高いのは飲用で売れるもので、飲用で売れないものについては加工原料乳ということで、いわゆる脱脂粉乳とかバターとか、そういった原料になります。それについては価格差を埋める意味で一部国から交付金が出ておりますが、基本的には最近需要に比べまして酪農の戸数も減っておりますし、生産がどうしても伸び悩み、あるいは微減になっておりますので最近基本的には売れないというよりも、一部乳製品について、在庫がたまっているというものはございますが、基本的にはその動きは近年の中では非常に固いということでございまして、いずれにしても売れ残っているのを捨てるということにはございません。

松本分科会長 よろしゅうございますか。小林委員、どうぞ。

小林委員 3点ほど伺いたいんですが、自己収入のところなんですが、収入はさることながら業務費、経費の原価の配分をどういうふうにしているかということをご教示をいただきたいと思います。

先ほど、改良センターにとって、生乳の売上げというのは一種の副産物収入であるというふうにいわれていましたけれども、とすると運営費交付金の中に例えば牛の餌代とか、そういったようなものは既に含まれているのかどうか。

とするとそれをどういうふうに、自己収入に対応する部分と、従来の業務に対応する部分と案分するのか、案分の仕方によってある意味ではいくらでも、いくらでもというのはちょっと語弊がありますが、収益というのは変わってくるという可能性があるんで

すが、そこを教えてくださいということと。

それからもう1つ、剰余金という形で積立金とは別にするというふうに御説明がありまして、それは1つのインセンティブを与えるという意味で有効かとも思うんですが、剰余金の使途というのは、例えば、業務上に必要ないろいろな資材、育種の導入ですとか、機械の更新とかという、こういうものがどういうふうなものとして考えていいか、つまり年度計画にある以外のもの、又は、それは必要であるけれども年度計画には盛り込めなかったというようなものなのか、一番報奨金でわかりやすいのは人件費でみんなにボーナスというのが一番わかりやすいんですけども、そうじゃなくて業務として必要なものを買うというものが、それと従来当然必要なものは交付金として措置されるということとの関連をどんなふうに整理して考えたらいいのかなということです。

それから、もう1つ、ちょっとこれは考え過ぎなのかもしれませんが、こういう形で剰余を出していくということが、中期5カ年計画の中では交付金というのはもう既に決まっておりますけれども、その次の次期においてこれをどういうふうに立てるかというときに、その剰余金が非常にあるから、そこについては交付金は要らないよというふうなことの材料になるかどうかどうかというのは少し考え過ぎなのかどうか。当然そういうふうな感覚もあるかと思うんですけども。よろしいでしょうか。

松本分科会長 それでは、ただいまの小林委員からの業務費、それから剰余金の使途、剰余金が今後見込まれる場合に交付金というのはどうなのか、受けるのか受けないのか。こうした御質問でございますが、これについて御回答をお願いします。

家畜改良センター理事長 それでは、お答えいたします。

先ほどの案分の件でございますけれども、財務省の方から交付金をいただく際に、必要な経費から収入金が控除された額で措置されます。そういうことで収入金もいわゆるこちらの事業費の中に含まれておりますので、案分というよりも全体の経費の中からまず運営費交付金を使っていくということで、それで収入金を使っていくという格好になっていきますので、特にこの自己収入に対する経費と運営費交付金からの費用というふうな案分はしておりません。

それともう1つ使途でございますけれども、先ほど御説明が漏れましたけれども、剰余金の使途につきましては家畜改良センターの中期計画の方で業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための育種素材の導入、機械及び車輛の更新・修理、施設の改修、草地の整備・更新及び事務処理ソフトの導入ということで規定をされておりますので、

それに照査していただきたいと思っておりますけれども、計画に入っている分についてのお話でございますが、今後の事業の展開の中で、業務の質の向上に資すると考える、なおかついわゆる通常の予算では他の事業にしわ寄せが生ずるためなかなか整備できないようなものについて整備が困難な機器の導入ということ、いわゆる単年度、通常の予算の中ではなかなか買いづらいといいたいまいしょうか、非常に他の予算を圧迫するものについて、それでカバーをしていくというような考えでございます。

それともう1つの、将来の問題の交付金の影響については、ちょっと私の方からはよくその辺はまだつかんでいないところでございます。

松本分科会長 総務課長、お願いします。

生産局総務課長 将来のことにつきまして、ちょっとまだ明確になったわけではございませんけれども、基本的にはこういった問題につきましては、当然ながら収入が従来からのこういったものの国の経費に対する財政収支のやり方といたしましては、当然収入が上がってくれば、それに見合っただけで国の財政支出を減らしていく。そういったものが基本的には法人の効率化を図るといった大きな流れに沿ったものであると思っております。

ただ、その業務分けの仕方が、たまたま増えているとか、そういったものと法人が立ち行かなくなりますので基本的に業務の効率化を図ることによりまして、いわゆる経費のベースが恒常的に下がったと思われるということであれば当然それに見合った財政支出のカットがあるかと思えます。ただ、それも単年度では私どもはわかりませんので、それはある程度それが恒常的なものだということのときでないといふことは当然財政当局には強く主張したいと思っておりますし、逆をいうとそれまでの間に使えるものはこういったインセンティブに使わせていただきたいというのが私の基本的な考え方でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。そのほかございませんでしょうか。

いろいろな御意見をちょうだいしたわけではございますが、ただいまの家畜改良センターの目的積立金に対する当分科会の意見については、これはどうしても困る、これはとんでもない話だといふ非常に積極的な反対はなかったと、そういうことで申請は適当なものと判断することで御了解を得たというふうに判断してよろしゅうございますか。

加藤委員 パイオニア的なケースなので、それを了解するといたしましても、逐次御報告をいただいて全体的にほかの独立行政法人のケースにどのようなサンプルといいたいまいか、参考になっていくのか、軌道修正が必要なこともあるかもしれませんでしょう、その辺

を条件つけていただきたいと思います。

手島委員 私は、きょうの御説明でこの金額は全部経営努力によるものかどうかというのは、ちょっと断じにくいところだと思うんですけども、ただこういう経営努力によって生まれてきたものであるには違いないと思うんです。全額かどうかわかりませんが、皆さんが一生懸命おやりになって努力された結果こういうものが生まれてきたということは、全部が全部そうかどうかわからないけれども、そういうことは確かにあったんだろうと思うので、そのことは僕は評価すべきだと思うんです。やはり各独立法人の方々が経営の合理化なり、あるいは効率化の努力をされて、その結果が計数的にもあらわれてくるということについて、何らかのインセンティブを持っていただけるように、そういう仕組みをつくるということについては、私は積極的に賛成です。

菊池委員 私も今の御意見とちょっと似ているんですが、例えば家畜改良センターとか、ほかの検査所とか大学とかという部分の中では、独立行政法人そのものがやはり違うと思うんですね。私は改良センターの評価に携わりましたけれども、例えば利益が出たとかという部分は、それは私は評価という部分よりも結果であって、それがコスト削減とか、いろいろな要素の中から生まれたり、先ほど言ったように状況、乳牛の数が増えたがために利益が出たとかという部分であると思います。

ただ、先ほど交付金ですか、そういったものに将来的に影響するとかというよりも、独立行政法人のやはり特殊性を考えて利益の出たものが、次へのトライといいますか、チャレンジするときの財源にするとか、やはり削減するよりもむしろそういった部分の中で浮いたものの別の生かし方というのが、やはり家畜改良センターのような場合には特にあるのかなと。

やはり農薬検査所とか、飼料の検査所とかというのは必要に応じて、お金がなければ検査できませんから、そういった場合には交付を得ることもあるんでしょうけれども、やはり改良センターの独自性という部分も、それぞれの先生方は携わってないのでわからないかもしれないんですが、私は酪農家であって、評価委員でセンターに携わりましたから、非常にそういったほかの検査所とはきっと違うなという部分は感じるんですけども、また新しい取り組みというものが利益の中からできるとかという分野も残しておいてほしいなと思う一人です。

松本分科会長 わかりました。いずれにしても、こうした目的積立金というケースはただいま加藤委員の御発言にありましたように、初めてのケースでありますので、これが

初めてのケースですぐにこれを承認するというのも私はやはり多少問題があると。やはりほかの法人についても、このような類似のケースが生まれるかどうか。あるいは先ほど菊池委員がおっしゃったように、改良センター独自のやはり特有の1つの剰余金が出る項目、こうしたものもある程度次のインセンティブをやはり助成する意味で必要ではないか。

こういうことで、どうでしょうか、今回はこうしたものは初めてのケースで、議事録には私皆さん方の意見を十分配慮して、この部分については一応強い反対はないけれども、考えるべきところは多いというふうな文言にこれからはしていきたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。それでも言い足りないということはございませんか。よろしゅうございましょうか。

順次その点については、事務局からサンプルとしてこうしたものがありますという紹介をしていただくということでお願いをしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

以上でもって本日用意しております議題は終了したわけでございますが、そのほか全体を通じまして、どうも納得いかないとか、あるいは御意見がございましたら、この際ちょうだいをしたいと思いますが、どうでしょうか。

日和佐専門委員 きょうの評価の問題とはちょっと外れるのでございますが、無登録農薬の問題について、今後やらなければならない対策という点について触れられましたけれども、それで1つ不十分な点があると思いますので申し上げます。

現在、どのような農薬がどのぐらいの量を現実に使われているかというデータをとる仕組みがありません。ですから日本でどの農薬がどのぐらいの量を使われているかという実態を知ることができない。要するに供給量でしかそれを推し量ることはできないという仕組みなんです。

ですから、生産者のととてきちん記録をとって、その記録をとるだけではなくて、その記録を集約して一定のデータにするという作業が行われていないわけです。ですからそれをきちんとやるということが非常に重要で、実態がわからないというのが日本の状況です。ですからそこは、今回を機にぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

松本分科会長 これはいい例かわかりませんが、確かに今の御意見に関して申し上げれ

ば、大学では、例えば、シアン化合物等非常に危険な物質については、何月何日にどれくらい購入してどれくらい使ったか、その使用目的、そして今現在こういった量が残っているということは、もうかれこれ10年くらい前から、それぞれの研究室で経緯がわかるようにデータが保存されているわけです。

こうしたこともやはり農薬というのはそう安全なものではないわけです。あくまでもやはりこれは農薬は農薬ということでございますので、そうしたシステムがとれないかどうかということですよ。これはぜひ事務方の方でもひとつ御検討をお願いしたいと、こういうふうに思います。

そのほかございませんでしょうか。

ございませんでしたら、これにて本日の議事は終了いたしますが、最後に事務局の方から一言ごあいさつがございますので、よろしく願いいたします。

生産局総務課長 本日の会議をもちまして、平成13年度の実績評価が終了いたしました。

お忙しい中、たび重なる会を開いていただきまして、熱心な御審議まことにありがとうございました。心より御礼申し上げます。

本日の評価結果は、農林水産省独立行政法人評価会に提出して、公表されるという運びになっておりますが、先ほど委員から御指摘もございましたように、この公表に当たりましては一般の方にもわかるようないろいろな工夫をさせていただきたいと存じますし、それから評価に当たりましていろいろ御注文がつかしました。個々の法人に留まらず、例えば部門別の分析をした方がいいんじゃないとか、比較財務諸表の作成をした方がいいんじゃないとか、そういった御指摘につきましては、14年度の評価の中で、それも私どもだけということではなくて、農林省全体の問題として官房の方にも相談をいたしまして検討させていただきたいと存じます。14年度につきましては、今年度の年度末くらいからまた評価が始るわけでございますけれども、その際に、今申し上げましたこと以外にもいろいろ御指摘、御示唆いただいたことを十分踏まえまして、この評価のシステムをよりよいものにするよう努力していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

松本分科会長 以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第7回農業分科会を閉会といたします。

本日は、委員の方々並びに専門委員の皆様方には大変熱心な御審議まことにどうもありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。

————— 了 —————